資料 5

古着・古布の焼却処分について (焼却処分状況報告)

- ●焼却処理までの流れ(裏面参照)
 - ・資源化施設に引き渡し、資源化施設で選別した後の汚れたもの、リサイクルできないもの、資源ではないものなどを中心に返還される。
- ●資源化引き渡し量の概ね30%が資源化できないごみなどの混入となっていることから、 処理後に引き渡し量の30%を上限に資源化できないごみ類などを中心に返還され、焼却 処理を行う。
 - ※5 月収集量からの焼却見込み量 163,690 kg×30% ÷49,000 kg

【焼却処分状況】

区分	処分月日	日別重量	週別重量
6月1週分	6/4 (木)	3,090kg	8,060 kg
	6/5 (金)	4,970kg	
6月2週分	6/11 (木)	3,220kg	6,470 kg
	6/12 (金)	3,250kg	
6月3週分	6/18 (木)	1,110kg	6,520 kg
	6/19 (金)	5,420 kg	
6月4週分	6/22 (月)	340 kg	
	6/25 (木)	2,970 kg	4,800 kg
	6/26 (金)	1,490 kg	
合計(6月分)		25,850 kg	

返還されたものを資源 化に向けて、他の資源 化業者(ドンドンアップ)での引き取りも検 討したが難しいことから焼却処理へ

【参考】古着・古布の家庭内備蓄呼びかけ自治体一覧(東京都) (2020.5.22 現在 東京都リサイクル事業協会調べ)

区分	該当市区町		
	新宿区、台東区、世田谷区、板橋区、八王子市、青梅市、府中市		
要請	昭島市、調布市、小金井市、小平市、日野市、福生市、狛江市、		
	稲城市、羽村市、瑞穂町、日の出町		
中止	中央区、港区、文京区、江東区、中野区、練馬区、国立市		

- ●令和2年6月末現在、海外諸国における輸入制限などの原状回復が見込めないことから、 6月分引き渡し量に応じた返却も継続となる見込み。
- ◆状況が安定し、従来通りの体制に戻り次第、改めて地元自治会に対しご報告いたします。



行政回収してきた古布類





下田商店から積み込んで 浅川清流可燃処理施設へ

㈱ナカノ

横浜市にある資源化 施設で選別作業により 資源化できない残渣を 圧縮





下田商店へ返還



毛布やマット類、汚れた衣類などを中心に 選別後の残渣が対象物

